

# 三田市公共施設景観形成指針

平成 22 年 12 月

三 田 市

### 1. 公共施設景観形成指針の位置づけ

市は、市内の良好な景観形成を推進するため、平成21年6月に「三田市景観条例(平成21年条例第26号)」を制定しました。この条例では景観計画の策定手続きや景観形成に関する支援制度等を定めています。

「公共施設景観形成方針」は、同条例第26条1項に基づき策定するもので、市をはじめ、国の機関や県及び公共的団体が行う公共施設の整備事業の実施にあたって、事業者に対して良好な景観形成を図ることを推奨するものです。

公共施設は景観を構成する大きな要素であり、周辺地域の景観形成に多大な影響を与えるものです。また、公共事業には、施設の整備により良好な景観を如何にして形成していくかの道筋を示す先導的な役割も求められています。これらの点を十分認識し、歴史や文化、人々の生活や経済活動等の地域特性を十分踏まえつつ、地域景観への適切な配慮が行われることを期待します。

(景観条例抜粋)

(公共施設景観形成指針)

第26条 市長は、公共施設の整備を伴う土木、建築に関する事業(以下「公共事業」という。)に係る良好な景観の形成のための指針(以下「公共施設景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、公共施設景観形成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

3 市は、公共事業を実施するときは、公共施設景観形成指針を遵守するものとする。

(国等に対する要請)

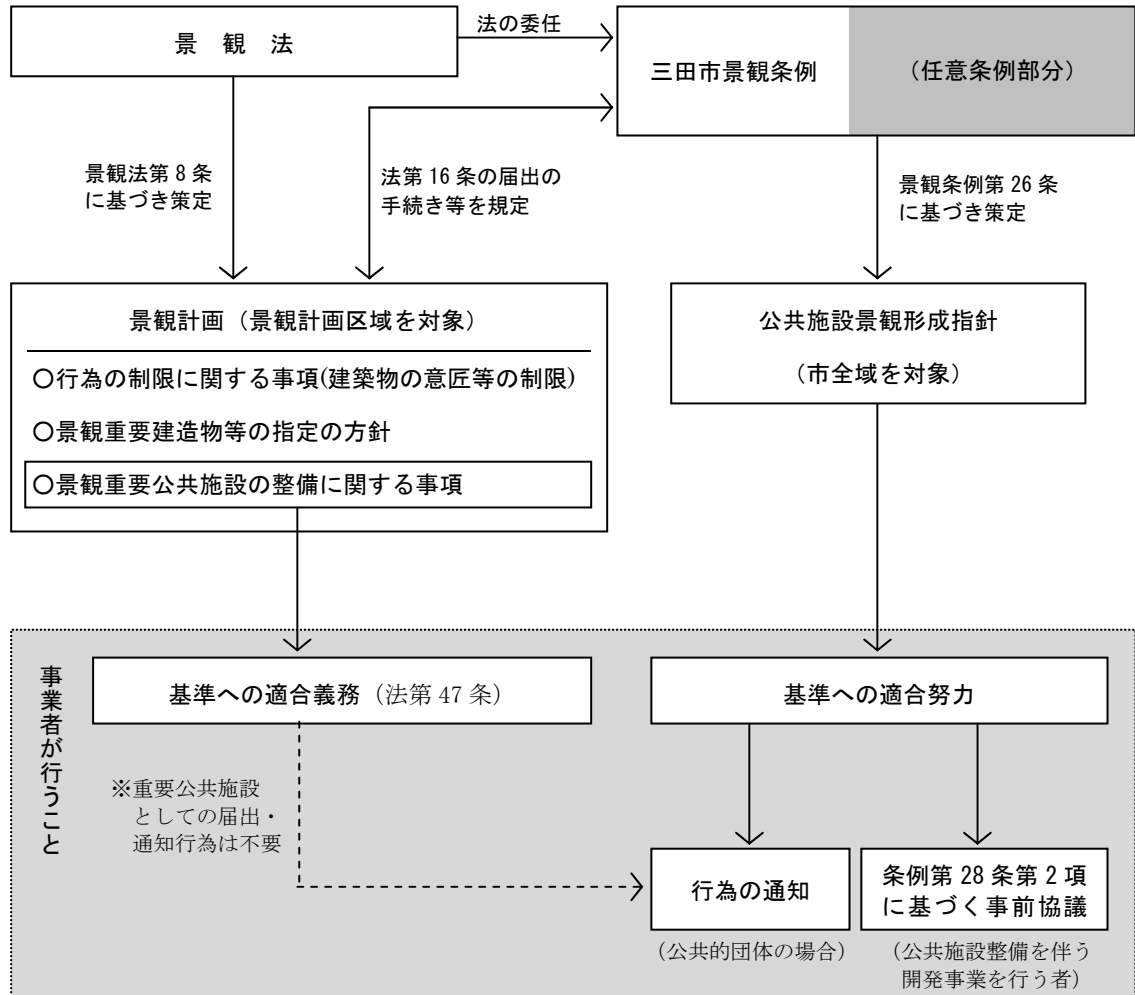
第27条 市長は、国、地方公共団体及び規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)に対し、これらの者が実施する公共事業について、公共施設景観形成指針への配慮を要請するものとする。

(開発行為の事前協議)

第28条 国等以外の者で、公共施設の整備を伴う開発行為を行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議があったときは、公共施設景観形成指針に基づき、当該協議をした開発事業者に対し、必要な助言を行うことができる。

●「公共施設景観形成指針」の位置づけ



### 1. 公共施設景観形成指針

#### (1) 目的

本指針は、三田市景観条例(平成21年条例第26号)第26条1項の規定により、市、国、県及び公共的団体等が施行する公共施設整備のための土木建築に関する事業(以下「公共事業」という。)において良好な景観形成を行うために定めるものです。

また、本指針は、同条例第28条第2項の規定による開発行為の事前協議についても適用します。

#### (2) 基本的事項

公共事業の実施に当たり、事業者は、機能性、安全性及び経済性など様々な視点から検討すると同様に、景観形成指針に基づいて良好な景観形成のための配慮を行うものとします。

#### (3) 景観形成指針

事業の段階毎の景観形成指針は次のとおりです。事業者は、本指針に基づく検証の結果を第3章(P.13)に示す所定の方法により通知・調整を行うと共に、必要に応じて計画等の見直しを行うものとします。

##### ① 基本計画(概略設計)・基本設計(予備設計)段階

事業者は、事業区域の選定、事業の基本(概略)計画及び基本(予備)設計の検討を行う際には、景観形成に係る法規制等(「2. 把握すべき景観規制等」参照)の把握を行うとともに、「3. 共通指針」に適合するよう努めるものとします。

##### ② 実施(詳細)設計段階

事業者は、事業の実施(詳細)設計にあたっては、事業の対象となる施設の種類の「4. 施設別指針」に適合するよう努めるものとします。

##### ③ 施工段階

事業者は、事業の施工時においては、「5. 施工段階における留意事項」に留意するよう努めるものとします。

##### ④ 維持管理段階

事業者は、事業の完了後を見越し、「6. 維持管理段階における留意事項」に留意するよう努めるものとします。

## 2. 把握すべき景観規制等

事業者は、事業対象区域及び周辺地域の景観まちづくりに関する計画・施策を把握するため、次に示す規制・誘導施策の内容や、その適用の有無について調査してください。

また、事業対象区域及び周辺地域の景観の特性、具体的には近景、眺望を含めた地形・自然・街なみ等の景観的な特徴や資源、まちの「らしさ」などと表現されるイメージ、歴史的なまちにおける街割り、建築様式、色彩等の現況を把握するように努めてください。

### 【景観形成に関する規制等】

- 景観法  
景観計画、景観地区、景観重要建造物・樹木、景観重要公共施設、景観協定
- 都市計画法  
風致地区、高度地区、地区計画等
- 文化財保護法  
伝統的建造物群保存地区
- 都市緑地法  
緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、緑地協定
- 自然公園法  
自然公園
- 兵庫県屋外広告物条例により定められた区域
- その他景観形成ガイドライン・指針等
- 都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画、環境基本計画など分野別計画

## 3. 共通指針

事項	指 針	解 説
地形を活かす	地形の改変を最小限に抑えるよう工夫する。	地形は、その土地の景観を特徴づける骨格的な景観要素であり、事業により止むを得ず地形の改変を行う場合も最小限にとどめることが望まれます。
	地形に沿った配置や形態とするなど地形的特性を活かした空間形成とする。	土地の起伏を活用し、地形との連続性や移動によるシークエンス(行き先への期待感、視線の集中、開放感等)を考慮した魅力ある景観形成が望まれます。
自然との一体感をつくる	地域住民に親しまれる緑地や既存樹木等を保存する。	地域住民が暮らしの中で身近に緑に触れ、憩う空間となっている既存の緑地や樹木を、魅力ある地域景観を形成する資源として保全し、活用することが望まれます。 事業により止むを得ず改変する場合は、樹木の移植や既存施設のイメージを継承するなど、街並みに配慮した景観づくりが望まれます。
	周辺の樹木や植生・生態系との調和に配慮し、地域の自然的特性を保存・活用する。	地域の自然は、地域景観の特徴として極めて重要なものであり、自然をできる限り保全し、大幅な植生の改変を避けることが望まれます。 止むを得ず失われる場合は、できる限り回復するとともに、周辺の緑地とネットワーク化することにより、生態系の維持と回復に努めることが望まれます。
「地の景観」を形成する	公共施設自体が主張しすぎない控えめな意匠等とし、周辺の景観と調和するよう配慮する。	計画施設の公共的役割や機能を明らかにした上で、景観の土台となる公共施設については、四季の変化や人々の暮らし、祭りやイベント等が美しく、魅力的に映えるよう、控えめな意匠形態とすることが望まれます。
長期的な視点を踏まえる	普遍的な美しさ、価値を重視する。	長い年月をかけて形成される景観の土台となる公共施設は、時代の潮流や流行に左右されない意匠形態等が望まれます。
	経年変化により成長する景観を形成する。	時間の経過と共に味わいが出てくる自然素材の使用や成長性を考慮した樹種の選定など経年変化により周囲に馴染む景観形成が望まれます。
	地域住民に親しまれる施設景観を形成する。	施設の位置する場所性や規模によっては、計画段階より住民意見を募ると共に、地域住民による維持管理活動の支援や仕組み等を併せて整備し、地域住民に親しまれる施設景観の形成が望まれます。
歴史的な文脈を継承する	地域の歴史的な文脈を踏まえた素材の使用や意匠・形態とする。	歴史的な街並みは、その地域の営まれた生活の知恵が集約された地域固有のものであり、市民共有の文化資産として継承していかなければなりません。歴史的景観を評価し、その良さを生かし、かつ調和した整備が望まれます。
	地域の成り立ちや歴史をとらえ、地域の骨格を形成する町割りや歴史的建築物等を可能な限り保全し、活用する。	古くからある町割りや歴史的建造物は、地域の骨格を形成しており、少し変わるだけで街の個性と奥行きが失われる場合もあります。これら地域の景観資源を可能な限り保全・活用することが望まれます。

## 4. 施設別指針

### (1) 道路

道路は、連続する線的な空間構成が特徴であり、地域の空間構成の軸として景観上の骨格となっています。道路整備にあたっては、道路構造物を統一性のあるデザインとしたり、連続的に街路樹を配置し、道路の軸性を強化するなど沿道景観の連続性や統一性を演出する工夫を行うことが考えられます。

また、路線によっては、主要な交差点に地域景観を考慮したデザインを施したり、道路により地域の景観が分断されることを和らげたりするなどの工夫も求められます。

これらを踏まえ、次表に示す事項を道路整備に関する景観形成の指針とします。



連続的に配置された街路樹(北摂中央3号線)



歴史的街並みに配慮した舗装(三輪中央線)

項目	指 針
景観形成の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>骨格となる軸的な景観を形成する</li> <li>路線の性格に応じた道路空間を演出する</li> </ul>
ア) 法面	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観に調和するように構造及び形態を工夫するとともに緑化を行う</li> </ul>
イ) 擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態及び素材は、周辺景観に配慮し、圧迫感を和らげるよう工夫するとともに、周囲の緑化を行う</li> </ul>
ウ) 高架橋	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態・意匠及び色彩については、周囲に与える圧迫感や威圧感を和らげるよう工夫する</li> </ul>
エ) 横断歩道橋	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態・意匠及び色彩については、煩雑感を与えないように配慮すると共に、橋脚等の修景を行う</li> </ul>
オ) 舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>車道部は、車輛等の円滑な走行性への配慮と併せて、歴史的街なみや公園周辺等で特に景観上配慮が必要な場所では、舗装の材質や色調の工夫を行う</li> <li>歩道及び自転車道部は、走行性への配慮と併せて、周辺景観との調和を図りつつ、地域特性や道路の性格に合うように材質及び色調を工夫する</li> </ul>
カ) 交差点	<ul style="list-style-type: none"> <li>交差点からの眺望に配慮し、道路施設等の適切な配置や形態を調整すると共に、地域性を活かした修景を行う</li> </ul>
キ) 防護柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵等の構造、形態及び色彩は、交通の安全性の確保と併せて、周辺の景観との調和を図るとともに、地域特性に応じて材質や色調を工夫する</li> </ul>
ク) 標識等	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識等は、交通管理上その機能の確保を図りながら、可能な限り設置数や場所の適正化を図る</li> </ul>
ケ) 照明施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観や道路の性格に調和するよう工夫する</li> </ul>
コ) 緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り連続した植樹帯を設け、中央分離帯等についても緑化を行う</li> <li>在来種を選定すると共に、周辺の景観とのバランスを考慮した上で配置する</li> <li>沿道の樹林等の活用及び保全を図る</li> </ul>
カ) 道路占用物	<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物の意匠・形態については、周辺の景観と調和するよう配慮する</li> </ul>

## (2) 橋梁

橋梁は河川や道路など軸性の強い空間にあって、景観上のアクセントになったり、河川景観を望む視点場となる重要な要素です。また、年月の経過と共に地域のシンボルとなるケースもあります。

このため、夜間のライトアップ、橋梁上のたまり場や周辺に小広場等を設ける等の工夫により、地域のシンボルとして景観形成に取り組むことも求められます。

これらを踏まえ、次表に示す事項を橋梁整備に関する景観形成の指針とします。

項目	指 針
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のシンボルとしての造形的な美しさを創出する</li> </ul>
ア) 橋梁本体	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態及び色彩等については、橋梁が架空される地域の自然、風土、歴史等を考慮し地域に合った景観となるよう配慮する</li> <li>市街地や景勝地では必要に応じて眺望等のための場所の確保を図る</li> </ul>
イ) 橋上施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>高欄や照明灯等については、各施設の意匠・色彩、設置箇所など相互のバランスや全体の調和について配慮すると共に、地域特性を活かす</li> </ul>



シンボリックな造形(センチュリー大橋)



橋詰に配置されたポケットパーク(武庫川大橋)



## (3) 河川

河川及び河川沿いの水辺空間は、都市空間に潤いをもたらす貴重な景観資源であり、その軸的な空間構成は、街並みに変化を与えるものです。このため、連続したオープンスペースを確保すると共に、可能な限り親水性を高める工夫により周辺地域の魅力を高めることが求められます。また、護岸の形態や防護柵等を工夫し、河川沿い地域との一体的な景観形成が望まれます。

これらを踏まえ、次表に示す事項を河川整備における景観形成の指針とします。



親水性を確保した護岸（平谷川）

項目	指針
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>軸的に広がる緑のオープンスペースとしての景観を形成する</li> <li>身近に自然に触れられる潤いのある空間を演出する</li> <li>川沿いの地域とのつながりを感じさせる空間構成とする</li> </ul>
ア) 堤防	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面は緑化する</li> </ul>
イ) 護岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造、形態及び素材は、生態系に配慮するとともに、親水性や緑化を図り、周辺環境との調和を図る</li> </ul>
ウ) 水門・樋門	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態・意匠及び色彩は、周辺環境との調和を図る</li> </ul>
エ) 揚・排水機場	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態・意匠及び色彩は、周辺環境との調和に配慮し、その敷地内は地域性を活かした緑化を行う</li> </ul>
オ) 防護柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態・意匠及び色彩は、周辺環境との調和に配慮するとともに、地域特性を踏まえた工夫を行う</li> </ul>
カ) ダム・堰堤	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全性及び機能性等の確保と併せて、周辺環境への影響を緩和するとともに、法面及び構造物の周囲については緑化等により周辺との調和を図る</li> </ul>

## (4) 公園・緑地

公園や緑地空間は、都市空間に開放感や潤いをもたらす貴重な景観資源です。このため、広々とした大空間を配したり、周辺の緑との連続性を確保した潤いある空間構成となるよう工夫することが望まれます。

また、街並みのアクセントとなる工作物やシンボルツリー等を配すなど地域住民の愛着が湧く景観形成が求められます。

これらを踏まえ、公園・緑地の整備における景観形成の指針を次表のとおりとします。



開放的な広場の配置(中央公園)



街並みのアクセントとなるモニュメント(はじかみ池公園)

項目	指 針
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑のネットワークの拠点となるよう景観を整備する</li> <li>● 開放感や潤いを与える空間を創出する</li> <li>● 地域のシンボルとなるよう空間づくりを工夫し、地域景観との一体感をもたせるよう配慮する</li> </ul>
ア) 全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周囲の道路、河川等の公共施設との連続性に配慮し、開かれた空間形成、地域との一体的な景観形成を図る</li> <li>● 地域のシンボルとなるような大木を配したり、広々とした広場空間を配置するなど変化に富んだ景観形成を図る</li> </ul>
イ) 公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園施設の材料は、可能なかぎり自然素材を用い、特に自然公園や風致公園では、地域の地形や自然環境に馴染むような形態・意匠及び色彩となるよう配慮する</li> <li>● 都市公園等においては、周辺の地域性を踏まえた形態・意匠及び色彩とする</li> </ul>
ウ) 建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然公園や風致公園では、地域の地形や自然環境に馴染むような形態・意匠及び色彩とする</li> <li>● 都市公園等においては、周辺の地域性を踏まえた形態・意匠及び色彩とする</li> </ul>
エ) 垣、柵等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺地域の環境との調和に配慮した形態・意匠及び色彩とするとともに、可能な限り自然素材を使用する</li> </ul>
オ) 駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐車場を設ける場合は、周辺の緑との連続性や一体性に配慮した位置に配置すると共に、緑化を行う</li> </ul>
カ) 樹木の保存と緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存樹木の保存活用に努め、植栽にあたっては、地域の特色を活かす</li> </ul>

## (5) 公共建築物

公共建築物は敷地や建築物の規模が大きいこともあり、街並みに及ぼす影響は大きく、地域のランドマークとなっている場合も多くあります。このため、公共施設が地域の景観形成の方向性を事実上決定してしまう可能性もあり、そのデザインは極めて重要です。

公共建築物の整備にあたっては、画一的なデザインとならないよう地域の景観特性を十分に把握した上で計画すると共に、施設の機能に応じた親しみやすい景観形成も求められます。

この点を踏まえ、次表に示す事項を公共建築物の景観形成の指針とします。



周辺の景観形成の先導的役割(ウツェィタウン市民センター)



地域の歴史的街並みへ配慮した意匠(三輪会館)

項目	指 針
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のシンボルとなる建築物については、地域の景観形成を先導する空間を形成する</li> <li>地域住民に親しまれるデザインを心がける</li> </ul>
ア) 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の配置にあたっては、周辺景観との調和に配慮する</li> <li>敷地内の既存樹木を可能な限り保存活用するなど、敷地の自然特性の活用を図る</li> </ul>
イ) 形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の建築物及び地域景観との調和に配慮し、画一的なデザインとならないよう工夫すると共に、全体的にまとまりのあるものとする</li> <li>自然的または歴史的特性を有する地域では、特性を踏まえた意匠とする</li> <li>設備類については、建築物との一体性や見えがかり等に配慮した意匠や設置位置などの工夫を行う</li> <li>アイストップになる場所や広範囲から見渡される場所に建つ建築物は、省エネルギーに配慮した上でライトアップ等によりランドマーク性を強調する等工夫する</li> </ul>
ウ) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外部の色彩は、落ち着いたある色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する</li> </ul>
エ) 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外装に使用する素材は、周辺景観に馴染む素材とする</li> <li>耐久性・耐候性を考慮しながら、部分的に自然素材を配する等、質的な向上を図る</li> <li>歴史的特性を有する地域では、地域性のある材料を活用する</li> </ul>
オ) 外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観に配慮するとともに、建築物本体との調和を図る</li> <li>道路境界は塀や柵を設置するのではなく、低木の植栽や高低差によるものなど、道路空間との連続性に配慮する</li> </ul>
カ) 駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場等を設ける場合は、設置位置や高低差を利用する等の工夫により、周囲からの見え方に配慮する</li> </ul>
キ) 敷地内緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の緑との連続性等に配慮するとともに、建築物のボリュームに応じた緑量を確保する</li> <li>樹種、樹姿及び樹高の選定及びその配置は、建築物が周囲に与える威圧感や圧迫感等を和らげるよう工夫すると共に、四季の変化が楽しめるように配慮する</li> <li>敷地内の既存樹木の保全、活用を図る</li> </ul>

## (6) 青空駐車場・駐輪場、ゴミステーション

青空駐車場や駐輪場、ゴミステーション等は、設置の位置や規模によっては街並みの連続性を阻害したり、煩雑な印象を与えたりする恐れがあります。

このため、施設の位置や配置の方向、形態や色彩等に配慮し、周囲の景観に馴染むように計画することが求められます。

この点を踏まえ、青空駐車場・駐輪施設、ゴミステーション等の整備の景観形成の指針を次のとおりとします。

項目	指針
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の街並みの連続性を維持する</li> </ul>
ア) 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>前面道路等の公共空間からの見え方に配慮した位置及び方向に配置する</li> <li>駐車場や駐輪場の出入口は前面道路の沿道景観を阻害しない位置とするよう配慮する</li> </ul>
イ) 形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺と調和した形態意匠とし、街並みの連続性を阻害しないよう配慮する</li> </ul>
ウ) 垣・柵等	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域の環境との調和に配慮した形態意匠、色彩とする</li> <li>道路境界に垣・柵を設置する場合は、生垣等の植栽の併設や縦柵型パイプフェンス等のシンプルな意匠を採用するなど煩雑な印象を与えないよう配慮する</li> </ul>
エ) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場や駐輪場に設置する照明や駐輪施設等については、特に周辺地域の基調となる色彩がない限り、ダークブラウンやベージュグレー等の落ち着いた色彩とし、シンプルな意匠形態とする</li> <li>駐車場や駐輪場等に屋外広告物や自動販売機等を設置する場合は、周辺の街並みに配慮した色彩・基数等とする</li> </ul>

## 5. 施行段階における留意事項

### (1) 工事中の景観形成指針

一時的とはいえ、工事現場についても景観を構成する要素と捉え、仮囲いや仮設備等について、圧迫感や不安感を与えないよう工夫するとともに、周囲の景観に配慮すること。

### (2) 設計変更時の対応

工事の進捗過程において設計変更の必要が生じた場合、早急に設計変更案を作成し、市景観担当部局へ通知する。ただし、景観形成に影響を与えないと判断できる軽微な変更の場合はこの限りでない。

なお、設計変更において検証すべき事項は施設別指針とする。

## 6. 維持管理段階における留意事項

### (1) 景観形成の継承

良好な景観を維持・保全していくためには、整備された施設の適切な維持管理が重要です。このため、事業者は、管理者へ事業の景観形成の考え方、設計・施工時の意図を十分伝え、適切に引き継ぐ必要があります。

なお、できるだけ早い段階から、事業完了後の日常的な維持管理や計画修繕を検討し、維持管理マニュアルや長期修繕計画等を作成することが望まれます。

### (2) 修繕時の対応

#### ① 原形復旧の場合

維持管理のうち、日常的かつ小規模な維持修繕で当該施設の既存の仕様を踏襲する場合は、市景観担当部局への通知は必要ありません。

#### ② 大規模な修繕の場合

維持管理のうち、計画修繕または大規模な修繕を実施する場合、良好な景観形成に向けた機会と捉え、景観整備を検討することが望まれます。

なお、景観整備にはコストがかかるというイメージがありますが、簡素な手法や構造形式を用いることによりコストダウンを図ることも可能です。単にコストをかけて安直なグレードアップをするのではなく、またコスト削減のみを優先し景観整備を省くのではなく、地域の景観形成に必要なものに対して適切なコストをかけることが重要です。

### (3) 植栽の管理

植栽に関しては年間を通じた適正かつ定期的な維持管理計画を立てるものとします。管理計画の策定にあたっては、効果的な管理活動の展開を図るため、あらかじめ地域住民による維持管理活動(清掃活動、緑化活動)の時期と調整を行うものとします。

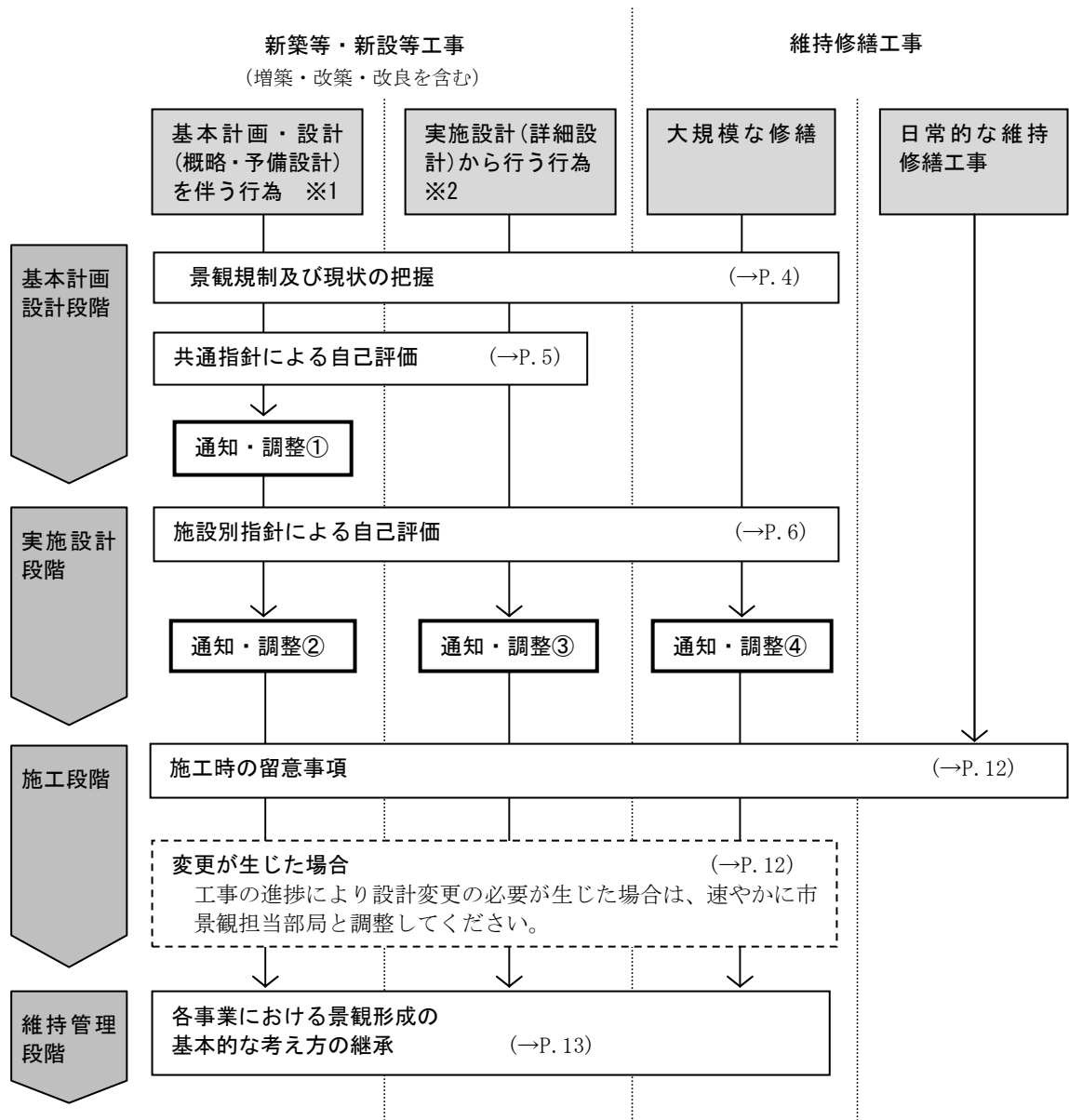
また、剪定手法については各施設の性質を十分考慮すると共に、照明や標識など他施設の機能を損なわない限り、自然樹形を保つことが望まれます。

1. 公共的団体による行為の通知

公共的団体が行う公共施設の整備については、次表の4つのステップを設け、事業の各段階に応じたチェックを行います。

事業者は、各段階における指針との適合について、自己評価書を用いて検証し、必要図書を添付のうえ、市景観担当部局へ行為の通知してください。事業の規模や届出内容により、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

また、当該地域の景観に及ぼす影響が大きいと想定される事業の実施にあたっては、当該事業をきっかけとして、景観に関する計画を策定することも考えられます。



※1 基本計画・設計…本指針という基本計画とは対象となる敷地の現況や法令等の諸条件の整理・調査し、施(概略・予備設計) 施の位置や規模、計画のコンセプト等の概略を定めるものを指します。これを受けて具体的な施設の形態、影響評価、構造種別、施工工法等を検討し、基本設計図書や工事費概算書を作成することを基本設計(予備設計)といいます。

※2 実施(詳細)設計…実施設計とは、基本設計図書に基づき施工を考慮した詳細や工事費を踏まえた材料など仕様を検討し、施工時に必要となる情報を実施設計図書として作成することをいいます。

## ●各段階における通知の方法

所定の様式により市景観担当部局へ届出を行い、調整してください。

図中に○数字で示す各段階の届出に必要な書式は次のとおりです。

図 書	通知①	通知②	通知③	通知④
公共事業の行為の通知書(正・副)	○	○	○	○
景観規制等チェックシート	○	○	○	○
自己評価書 (共通指針)	○		○	
自己評価書 (施設別指針)		○	○	○
各図面	○	○	○	○
現況写真	○	○	○	○
パース、CG	○	△※1	△※1	△※2
その他必要な図書	△	△	△	△

「△」は添付の必要性は別途協議。

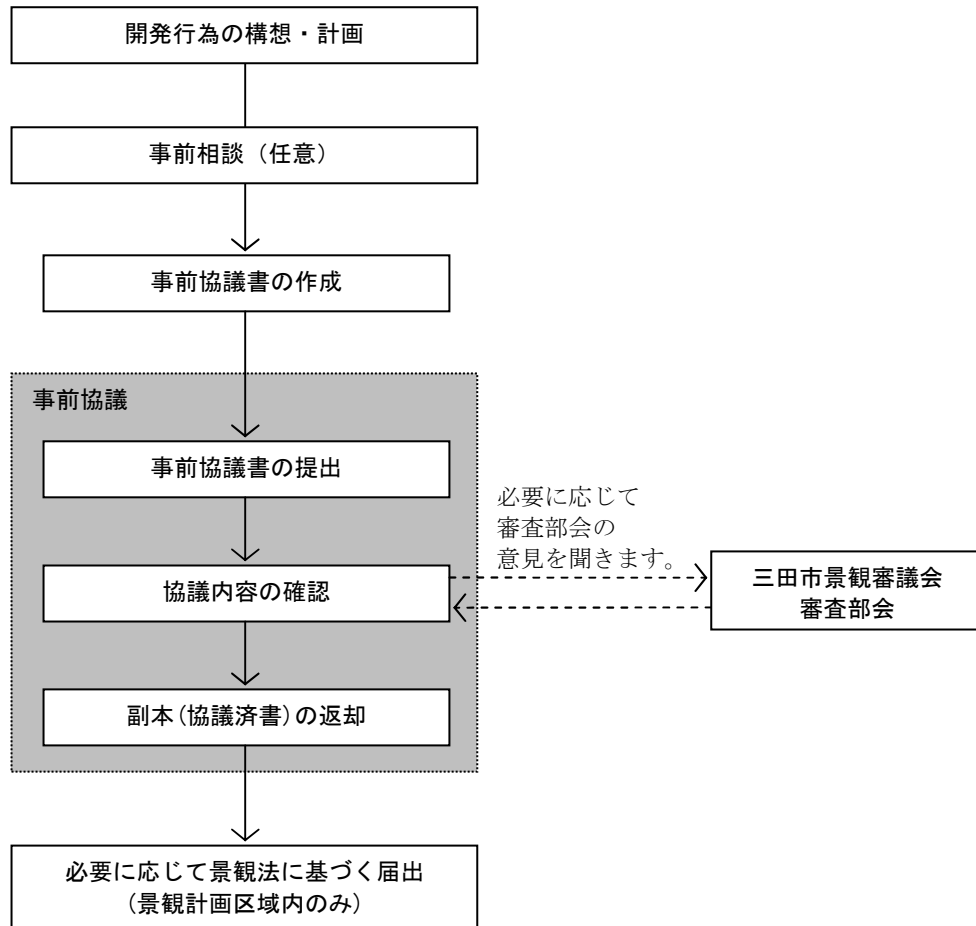
- ※1 当該施設が景観形成上、特に重要な位置づけにある地区内にある場合は、事前に協議の上添付してください。
- ※2 当該施設が景観形成上、特に重要な位置づけにある地区内にあって、大規模な維持修繕(P. 12 参照)を行う場合に、景観整備を行おうとするときは、事前に協議の上添付してください。



## 2. 公共施設の整備を伴う開発行為の事前協議の手続き

三田市景観条例(平成21年条例第26号)第28条第1項の規定により、道路や公園等の公共施設の整備を伴う開発行為を行う場合は、事前協議が必要となります。

事前協議では、同条例第28条第2項の規定に基づき、本指針による検証・助言を次の手続きによって行います。



### 事前協議に必要な図書

図書の種類	記載すべき事項等
事前協議書(正・副)	当該行為を行う場所、行為の概要等
委任状	
景観規制等チェックシート	当該行為を行う場所の法規制等
自己評価書(共通指針)	
自己評価書(施設別指針)	
各図面	配置図、平面図、断面図等当該行為に応じて必要な図書
現況写真	カラー、2方向以上で当該行為を行う場所を撮影したもの
パース、CG	当該施設の完成予想図
その他必要な図書	その他参考図書